

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務

プロポーザル募集要項

第1 プロポーザルの目的

交通事業者の撤退等によって公共交通空白地帯になった地域においては、地域住民自らが主体となって共助交通（NPO 等による自家用有償旅客運送）を運行することで地域住民の生活を支えている。

共助交通は、民間事業者よりも安価な運行経費で、地域の実態に即した移動手段を確保できることから、代替タクシーや市有償バスの運行よりも合理的な公共交通となっており、本市において重要な移動手段となっている。

一方で、共助交通を担う地域（運行主体）においては、『運行管理業務』が負担となっており、共助交通を維持していくことへの不安の声があがっている。

今後も地域における共助交通を維持し、安全で適切な運行を担保するため、地域の負担軽減につながる運行管理業務を支援することとし、当該業務を担う事業者について公募型プロポーザル方式で事業者選定を行う。

第2 業務の概要

1. 業務の名称

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務

2. 実施場所

鳥取市内

3. 業務内容

本事業は、共助交通の運行主体が行うべき運行管理業務の支援及び運行に関する助言等とし、詳細は仕様書に定める。

4. 業務期間

本契約締結の翌日から令和7年3月31日までとする。

5. 契約上限額

本事業の契約上限額は、次のとおりとする。

金5,664,600円（消費税及び地方消費税を除く。）

第3 参加に関する条件等

1. 参加資格

運営者に応募できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ①本事業を効果的かつ安定的に運営することのできる法人又はその他団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問わない。また、個人での参加は不可とする。）
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③募集開始の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。
- ④募集開始の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥事業運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者、又は今後必要な時期までに受ける見込みのある者であること。
- ⑦市税、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- ⑧宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

2. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、本募集要項を公表した日から契約締結の日までとする。

3. 応募に関する留意事項

(1) 失格又は無効の要件

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 企画提案書の内容が、募集要項の要件を満たしていない場合
- カ 審査会構成委員に対して、直接、間接問わずに故意に接触を求めた場合
- キ 他の参加者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ク その他、審査会が不相当と認める場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、

維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(3) 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書を提出できない。

(4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（軽微なものを除く）。

(5) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(6) 費用負担

企画提案書の作成、提出等応募に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(7) その他

提案者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとす

(8) 応募の辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を交通政策課へ提出する。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

第4 プロポーザルのスケジュール等

1. 募集及び事業者選定のスケジュール（予定）

| 内 容 | 日 程 |
|----------|-----------------------|
| 募集要項等の公表 | 令和6年4月26日（金） |
| 質問・意見の受付 | 令和6年5月2日（木）～5月20日（月） |
| 提案書の受付 | 令和6年5月22日（水）～5月24日（金） |
| 審査会 | 令和6年5月下旬（提案者へ別途通知） |
| 審査結果の通知 | 令和6年5月下旬 |
| 契約書の締結 | 令和6年6月 |

2. 募集要項等に関する事項

(1) 事務局

本業務に関する事務局は、次のとおりである。

鳥取市都市整備部交通政策課

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市役所本庁舎5階 54番窓口

電 話 0857-30-8326

E-mail kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

ア 質問については、募集要項等に関する質問書（様式第1号）に簡潔に記載し、事務局へ電子メールで提出すること。これ以外による受付は行わない。

イ 質問への回答

アの質問に対する回答については随時行うものとし、回答内容については質問者に個別に電子メールで回答する。

ウ 質問の受付期限 令和6年5月20日（月）

3 応募・審査に関する事項

(1) 応募方法

ア 受付期間

令和6年5月22日（水）から同月24日（金）までの日の間

イ 提出方法等

提案書などの以下の提出書類（様式2～5）に必要事項を記載し、事務局へ電子メールにより提出すること。

①企画提案書（様式第2号）

②提案価格に関する提出書類（様式第3号）

※日額管理業務費を設定すること。

③実施体制調書（様式第4号）

④納税証明書

※国税：納税証明書その3の3（法人税・消費税及び地方消費税）

※地方税：都道府県民税及び市町村民税（法人所在地より発行されたもの）

※申請日以前3カ月以内の証明日のものであること。（写しでも可）

⑤その他提案内容の説明に必要な資料（任意提出・自由様式）

(2) 参加資格審査

参加資格審査については、提出順に随時審査を行う。参加資格審査の結果、参加資格がある者には、審査会の日程等を通知する。

また、本業務に参加する資格がないとされた者については、その理由を付してその旨を通知する。

4. 事業者の決定手続き等

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定に際しては、審査会を設置し、応募者からの提案内容と提案価格を総合的に評価したうえで、最優秀提案者を選定する。

なお、提案内容の評価の基準及び配点は次のとおりとする。

| 評価項目 | 評価の観点 | 配点 |
|-----------|--|-----|
| ①知識・理解度 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容及び関係法令を熟知しているか ・支援する運行主体の実態等を把握しているか | 40点 |
| ②実行力（実現性） | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書における業務内容及び提案内容を実現する能力を有するか ・業務実施スケジュールや計画は妥当で実現可能性が高いか ・提案事業と同種事業の実績があるか | 30点 |
| ③実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施にあたり、適切な業務体制がとられているか ・運行主体と連携が取れる体制となっているか ・有事の際に迅速に適切な対応が可能な体制となっているか | 20点 |
| ④独自提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の充実や、運行主体の支援につながる独自提案か ・継続性や合理化につながる提案内容か | 10点 |

- ①審査は、各審査委員が評価基準に基づいて個別に評価採点した点数の平均と、価格点を合計する方法により得点を算出して最も得点が高かった者を最優秀提案者とする。なお、同点の提案者が複数となった場合には、審査委員の多数決で最優秀提案者を決定する。

※価格点の算出式・・・ $30 \times \{1 - (\text{提案価格} / \text{契約上限額})\}$

- ②採点にあたっては基準点を設け、審査委員全員の点数合計が6割を下回る場合は、選定の対象外とする。

(2) 提案価格

提案価格は、仕様書に定める全ての業務を実施するにあたって必要となる金額とし、契約上限額を下回ることとする。

なお、積算にあたっては、参考資料に記載する各運行主体の運行概要等を参照することとする。

(3) 契約候補者の決定

市は、審査会による最優秀提案者の選定結果をもとに、契約候補者及び次点者を決定し、最優秀提案者を契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

(4) 審査会

①開催日

令和6年5月下旬（提案者へ別途通知します）

②開催場所

鳥取市役所本庁舎

③実施時間

1提案者につき15分程度（プレゼンテーション10分以内・質疑応答5分程度）とするが、提案者数によって調整を行う場合がある。

④留意事項

- ア 開催日時、開催場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、参加資格を満たすと認められた者に対してのみ、後日、通知する。
- イ プレゼンテーションの順番については、参加申込書の受付順とする。
- ウ プレゼンテーションへの参加者は、3名以内とする。
- エ プレゼンテーション及び質疑応答は、提出した企画提案書等を基に行うものとし、パソコン等による説明は許可するものとする。
- オ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

⑤選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに該当の参加者に文書にて通知するとともに、鳥取市公式ウェブサイト上で公表する。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

第5 その他留意事項

- (1) 提出された提案書は、選考以外の目的には使用しない。
- (2) 提出された提案書は、選考を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (3) 提案内容については、必要に応じてその概要を公表することがある。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書等の変更、返却はしない。
- (5) 提案者は、本市が提供した資料等を本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。
- (6) 天災その他止むを得ない事由により審査等が実施できない場合は、本プロポーザルのスケジュールを延期することがある。
- (7) 事業候補者又は事業者（以下「事業者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、事業の候補者としての決定の取り消し又は事業者との契約を解除する。

また、決定の取り消しとなった場合は、選定結果において評価点が次に高い参加者を本事業の候補者として選定する。

- ① 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合
 - ② 提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合
 - ③ 実施要領等において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
 - ④ 事業者等が社会的に非難される事件を起こした場合
 - ⑤ 事業者等が倒産し、又は解散した場合
 - ⑥ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められる場合
 - ⑦ 正当な理由なくして覚書の締結に応じない場合
 - ⑧ その他事業者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合
- (8) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

第6 事業化に向けた準備等

最優秀提案者となった提案者は、運行管理業務の実施期間の開始前に本市及び共助交通を担う地域（運行主体）と導入にあたる打ち合わせ及び各地域の現地調査と実施に必要な体制構築を行い、双方が合意の上で業務を推進するものとする。

なお、本契約の委託料は各地域の運行実績（運行日数）に応じて契約価格を上限に精算を行う。精算時は、本プロポーザルにて提出した1日あたりの日額管理業務費を参照することとする。

第7 担当部署

〒680-8571 鳥取市幸町71番地
鳥取市都市整備部交通政策課（鳥取市役所本庁舎5階）
TEL：0857-30-8326
電子メール：kotsuseisaku@city.tottori.lg.jp